

令和6年度仁木町紹介用パンフレット制作業務
仕様書

1 業務名

令和6年度仁木町紹介用パンフレット制作業務

2 業務目的

仁木町では、令和6年度に高速道路が延伸し、（仮称）仁木インターチェンジが開通する予定であり、開通後の来町者増加が見込まれる。

これに合わせ、町紹介用パンフレットを配布し、仁木町の魅力を発信することで、本町の認知度の更なる向上、交流人口・関係人口の増加及び町の振興を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務内容

業務目的及び仕様等に沿ったパンフレットの提案及び制作とする。

なお、パンフレットには、原則、以下の情報を掲載するものとする。

- ・町の紹介（仁木町の沿革、町長からのメッセージ、町の位置、アクセス等）
- ・観光情報（観光農園、果物狩り、観光スポット・公園、ワイナリー、飲食店、特産物、観光マップ等）
- ・移住検討者向けの情報（仁木町の気候、子育て・教育に係る支援策、高齢者に係る支援策、住宅に係る支援策、医療機関、町内団体、公共施設、移住者・子育て世帯のインタビュー等）
- ・新規就農検討者向けの情報（町の作物、新規就農者への支援策、新規就農者のインタビュー等）

5 納入場所 仁木町企画課

6 成果物

(1) パンフレット

- ・3,000部

(2) パンフレットの電子データ

- ・PDFファイル
- ・Adobe Illustrator、Adobe InDesign又は同等ソフトウェアで作成され、アウトライン加工あり・なしの両保存形式にて、発注者において再編集可能なデータ

(3) パンフレットの制作にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータ

※（２）、（３）については、DVD等の記録媒体による納品とする。

7 仕様等

- （１）パンフレットサイズはA4、マットコート110kgとする。
- （２）オフセット印刷とする。
- （３）中とじ製本とする。
- （４）オールカラー（４色＋４色）とする。
- （５）校正回数を目安は、原則３回とするが、発注者との協議により増減可能とすること。
- （６）受注者において、素読み校正、誤字・脱字や表現の訂正などの内校を行った後、発注者による内容の確認及び校正を受けること。
- （７）構成は、町の紹介が１割、観光情報が４割、移住検討者向けの情報が４割、新規就農検討者向けの情報が１割を目安とする。
- （８）デザインは、カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに配慮すること。
- （９）ページ数は24ページとするが、内容により増減する場合は、町と協議すること。
- （10）企画提案書には、全体構成やイメージを盛り込むこと。
- （11）写真や動画については、原則、受注者側で撮影等を実施することとするが、町保有の写真や動画の提供も可能であるため、必要とする場合は町と協議すること。
- （12）他で使用したレイアウト等を盗用しないこと。また、成果物は他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- （13）本業務において作成される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、所有権、その他一切の権利は発注者に帰属するものとし、成果物は発注者が自由に二次使用（印刷物の制作・編集、ホームページの掲載等）できるものとする。
- （14）前号に掲げる著作権の帰属設定に係る一切の費用は、委託料に含むものとし、問題が生じた場合は受注者において処理するものとする。
- （15）取材、制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。

8 検査

本業務は、成果物を作成、納品し、発注者の検査合格後、完了とする。また、本業務完了後においても、受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

9 守秘義務

受注者は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

10 損害賠償

本業務の履行に際して、受注者の故意又は過失により、発注者又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責を負うものとする。

11 再委託の制限

受注者は、本業務に関して一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合にあっては、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

12 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。